

令和3年度事業報告

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下における事業運営を余儀なくされました。既存福祉サービスの可能な限りの提供に努める中、4年に1度の理事・監事・評議員の同時改選や第3次中期経営計画の策定などを行いました。

新型コロナウイルス感染症については、夏にかけて変異株のデルタ株が流行しましたが、年末にかけて一時収束しかけたものの、令和4年に入り、新たに変異株のオミクロン株が発生し、再び感染拡大に転じ、1日の新規感染者数が10万人を超える日も生じました。その後徐々に少なくなりましたが、1日の感染者数が5万人を超える状況で年度末を迎えるました。法人にいざでは、令和3年度に利用者及び職員において感染が判明したケースが5件、濃厚接触者に該当したケースが2件、そのほか濃厚接触者に該当しないが感染が疑われたケース（検査の結果、陰性と判明）が2件発生いたしました。感染が判明したケースについては、施設の一時閉鎖、消毒の徹底、利用者及び職員の健康観察の実施等の対応を行い、併せて、三密の回避、マスクの着用、手洗いの実施、机・取っ手などの消毒等、基本的な感染防止対策を徹底することにより、クラスターの発生には至らない状況でした。これら状況を受け、令和4年3月に実施した事業継続計画（BCP）に基づく訓練については、全施設職員の参加の下、新型コロナウイルス感染症における事例を共有し、改めて感染症への対応等について職員全員で再確認しました。

さて、平成28年から平成29年にかけて実施された社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人の役員（理事・監事）は2年ごと、評議員は4年ごとに改選されることとなりました。令和3年度は、理事・監事・評議員の同時改選の年度となり、令和3年6月に評議員選任・解任委員会において第9期の評議員が選任され、また、定時評議員会において第10期の理事・監事が選任されました。その際、2名の評議員が退任し、同じく2名の評議員が新たに選任され、そのほかの理事・監事・評議員の方々は再任されました。

また、策定を進めてきた令和3年度からの5年間を実施期間とする第3次中期経営計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人関係者が一堂に会して検討することが困難な状況があったため、主に書面による意見聴取の方法で進めました。計画策定に向け、法人の基本理念やその目指すべき方向性を示す長期ビジョン及び基本方針については、原則第2次中期経営計画を踏襲するものとし、微修正に止め、計画に盛り込む事業については、全職員から提案を受け、1

事業ごとに管理職会議で精査し、本計画を取りまとめ、令和3年6月に開催された理事会及び評議員会で承認を頂きました。第3次中期経営計画の推進については、法人を取り巻く環境は新型コロナウイルス感染症や社会情勢の変化など先行きが見通しにくい状況がありますが、計画の達成に努めてまいります。

令和3年度は、3年に1度の障害福祉サービス等報酬改定があり、報酬体系及び算定構造に一部変更がありました。就労系事業で従来あった施設外就労の廃止や報酬単価の基礎となる平均工賃月額の区分の基準額の変更、相談系事業における報酬単価の引き上げなど、当法人の経営に直接影響のある改定があったほか、感染症や災害への対応力強化についての取組みが新たに求められることとなりました。

報酬に関連し、令和3年度は前述のほか、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が新たに設けられました。この特例交付金の対象となる職員が障害福祉サービス施設である福祉工房さわらびの職員に限られ、地域活動支援センターや相談支援事業等の職員は対象とならないなどの課題があるものの、従来の処遇改善支給規程を一部改正し、交付金の活用と自主財源を充当して、新たに賃金改善を図ることといたしました。なお、当該制度は、令和4年2月から令和4年9月までの時限的な措置とされ、10月以降は、臨時の報酬改定が行われ、同様の措置を継続することとされています。

次に、各拠点の総括を行います

本部は、昨年度に引き続き、国保連への請求事務、補助金や助成金等の申請事務を行いました。また、理事会と評議員会を開催し、規程の整備、予算・決算等の重要事項について、それぞれ議決を頂いております。

福祉工房さわらびの就労移行支援事業では、年間を通じて、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供しました。令和2年度末に就労につながり、利用が終了する方がいたことなどから、定員に対して登録者数が少ない状態で令和3年度を迎える前に利用率が低い状態で推移しました。年度末にかけ、利用率が回復傾向にあるものの、1年を通した平均の利用率は27%（令和2年度47%）となりました。しかしながら、利用者数が少ない状況は、一人一人に寄り添った、より丁寧できめ細かい支援の提供を行い、令和3年度は5名の方が就労につながりました。また、就労後6か月を経過した方は就労定着者として報酬算定上、評価される制度がありますが、福祉工房さわらびの就労移行支援事業を利用して就労された方で、令和3年度中に就労後6か月を迎えた方は4名

(令和2年度2名)となり、当該事業における訓練や仕事、心身に関する相談等の支援が、利用者の安定した就労の実現に寄与しているものと推察されます。

また、就労後6か月を過ぎた方を対象に支援する就労定着支援事業では、5名(令和2年度2名)の方に面談や職場訪問等を行うなど就労の定着を支援いたしました。利用者と就労先の事業者との間で、課題や問題を共有し、必要に応じて、医療機関への同行や事業者も含めた三者で話し合いを行うなど、課題解決に努めました。これら支援を通じて、関係者相互の信頼が一層深められました。

福祉工房さわらびの就労継続支援B型事業では、登録者の人数が定員の倍近くありますことから、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、三密(密閉、密集、密接)の解消を目的に、密になりそうな利用時間帯が重ならないよう利用者の皆様の協力を頂きました。外出などの活動が制限されたり、自主製品の販売先が減少するなどコロナ禍の影響を受けながらも、1年間の利用率は88%(令和2年度82%)と概ね好調に推移いたしました。内職などの作業については、利用者の皆様に安定的に提供するため、以前から取引のあった事業者に加え、新たに複数の事業者からお仕事を頂くようになりました。しかしながら、単価の設定についてはシビアな面があり、工賃の向上を一つの目標としている施設側としては、収支の均衡を図るのに苦心している状況があります。自主製品については、令和3年度は新座市から新座市健康長寿ポイント事業参加記念品としての重錘バンドの注文を始め、随時、ふるさと納税返礼品として指定を受けていたトートバッグやポロシャツの注文を頂けるようになりました。また、焼き菓子では、クッキー・バザールというイベントへの参加やサンケン電気株式会社の協力を頂き会社内売店に焼き菓子を置き、販売をさせていただいております。

なお、全額削減が予定されている体制強化事業補助金を活用した職員の加配については、令和3年度は、常勤職員を臨時職員に置き替えるなどの対応により、加配が継続できておりますが、年度途中にあった市の財政非常事態宣言の解除に伴う事業再開の見直しの中でも、当該補助金は削減の方向で変更がなかつたため、依然として将来的な対応が必要になります。

福祉工房さわらび相談支援室の指定特定相談支援事業では、福祉工房さわらびやその他の障がい福祉サービス事業所等を利用希望する方のサービス等利用計画作成支援を実施しました。また、令和3年度末で福祉工房楓相談支援室の相談支援専門員の退職が予定されておりましたことから、にいざ生活支援センター相談支援室の主導で、相談支援専門員調整会議を開催し、福祉工房さわらび相談支援室でその引き継ぎの一部を担当することとなりました。

福祉工房楓は、地域活動支援センターⅢ型として、創意的活動や生産的活動の機会を提供する基礎的事業のほか、自立した日常生活が営めるよう生活訓練、作業訓練等の機能強化事業を実施しました。自主製品では、ハーバリウムボールペンという新商品を開発、販売し、見た目が美しく、好評を頂きました。企業から頂いている内職も、一年を通じ安定して利用者の皆様に提供できております。新型コロナウィルス感染症の影響により、調理会などのプログラムは、実施できませんが、その時々でテーマを設定して勉強会を実施したり、参加希望者を募り近隣地域のゴミ拾いを行ったりしました。併設する福祉工房楓相談支援室では、障がい福祉サービスやホームヘルパーの利用を希望される方にサービス等利用計画作成支援を実施しました。

にいざ生活支援センターは、地域活動支援センターⅠ型として、創意的活動の機会の提供や社会との交流の促進等の事業等を行う基礎的事業と医療・福祉サービス・地域社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成等を行う機能強化事業を実施しました。また、毎年、当事者等を対象として実施している集いは、新型コロナウィルス感染症の影響により参加者は少数でしたが、「うつの集い」、「発達障がいの集い」、「統合失調症の集い」、「家族・友人の集い」、「そううつ（双極性障害）の集い」を実施しました。平日の夜間にボランティアの皆さん協力を得て実施している電話傾聴サービスは、利用件数が年間660件（令和2年度791件）を数えました。プログラムについては、新型コロナウィルス感染症の影響により、飲食を伴う調理会や大きな声を発することが予想されるコーラス、カラオケなどは実施できませんでしたが、コミュニケーション能力に焦点を当てたグループワークや相談会、ミーティングを積極的に実施しました。にいざ生活支援センターでは、長期入院者の退院と地域での生活を支援する指定一般相談支援事業（地域移行支援事業や地域定着支援事業）を行っているほか、県の精神障害者退院促進事業にも取り組んでおり、令和3年度は14件（令和2年度9件）の退院促進支援を実施いたしました。

市から受託を受けている相談支援事業については、年間の相談件数が2,403件（委託部分：2,227件、基幹部分：176件）（令和2年度3,349件（委託部分：3,241件、基幹部分：108件）でした。困難ケースに加え、長引く新型コロナウィルス感染症の影響を受けた不安や医療機関及び福祉施設で行われている制限、制約などへの対応がますます見受けられるようになりました。年間を通じて、市担当課ともう一か所の受託事業者であるケアプランえんとの間で定期的な話し合いを毎月行ったほか、虐待ケースへの対応や市内の相談支援事業所職員を対象とした人材育成研修を開催しました。また、令和3年度に県で「相談支援従事者研

修」についての指定事務取扱要綱が整備され、市町村、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業や指定特定相談支援事業などを行う法人等からの申請により県が研修事業者を指定し、研修が実施できる運びとなりました。現在、市内の相談支援事業所において相談支援専門員がそのニーズに対して大変不足しているとの現状から、新座市自立支援協議会において、市内で当該研修を実施できないか検討が重ねられ、その結果、NPO法人暮らしネット・えんが実施主体となり、研修事業者の指定を受け実施することとなりました。その準備段階で当法人に協力依頼があり、また、基幹相談支援センターの業務に「相談支援事業者の人材育成の支援」が位置付けられておりのことから、令和4年度早期の実施に向け、協力をに行っております。

指定一般相談支援事業の地域定着支援事業については3名（令和2年度1名）の方が利用され、生活環境の整備と日中活動の場のための支援、休日・夜間における緊急電話の対応を行いました。

自立生活援助については、居宅において単身等で生活する方を対象に、11名（令和2年度15名）の方が利用され、月2回の定期的な訪問に加え、随時生活相談や各種関係機関等への同行支援、また、地域定着支援事業と同様に休日・夜間における緊急電話の対応を行いました。

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置

事務長 1人（常勤・福祉工房さわらびと兼務）

事務主事 1人（常勤・福祉工房さわらびと兼務）

① 理事会、評議員会

法人活動を円滑に進めるため理事会、評議員会の運営の活性化を図りました。理事会は4回、評議員会は3回開催しました。

・主な審議事項

臨時職員就業規程の一部改正、地域活動支援センター福祉工房楓運営規程の一部改正、処遇改善支給規程の一部改正、令和2年度事業報告、令和2年度収支決算、

理事・監事の選任、評議員選任・解任委員会委員の選任、評議員選任候補者の推薦、評議員選任・解任委員会の招集、理事長の選定、第3次中期経営計画の策定、

福祉工房楓施設長及び福祉工房楓相談支援室室長の選任、

中間決算報告、中間監査報告、令和3年度補正予算（第1号・第2号）、

令和4年度事業計画、令和4年度収支予算、社会福祉法人にいざ表彰被表彰者の決定、法人が交わした契約の報告

② 法人組織体制の強化（管理職会議の開催）

施設長・管理職会議については2週間に1回のペースで開催しました。施設運営の状況や課題について施設間で共有が図られ、その時々で、時宜にかなった対応をすることができました。

③ 職員の資質向上（研修への参加）

前年度に引き続き、職員の資質向上のため、法人の「人材育成に係る方策」の下、年度当初に研修計画を策定し、当該計画に基づき、研修への参加を図りました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインによる研修受講が主流となりました。

・相談支援関係 (() 内表記はキャリアパス研修体系表による区分。以下、同)

(上級職)

虐待防止研修

(専門的研修)

相談支援従事者現任者研修
精神保健福祉基礎講座研修
対人援助・相談援助に関する研修～ナラティブ・アプローチ入門～
福祉現場で必要な法律の基礎知識研修
クレーム対応研修
6名 延べ10回参加

・就労支援関係
(専門的研修)
ジョブ・サポーター研修
南西部障害者就労支援センター勉強会
3名 延べ3回参加

・管理者向け研修
(管理職)
財務管理者研修
社会福祉施設災害研修
B C P研修
個人情報保護研修
(専門的)
サービス管理責任者研修
3名 延べ14回参加

・その他研修
(専門的)
給食施設研修
クッキー・バザール準備講座
2名 延べ2回参加

・全体職員研修
新座市基幹相談支援事業及び障がい者相談支援事業の一環で、にいざ生活支援センターが主導し、全職員を対象とした虐待防止に関する研修を実施しました。
虐待防止研修 16名 延べ16回参加

④ 職員待遇改善への取組

職員待遇改善加算を活用して、平均して常勤換算1.0人当たり月15,019円（令和2年度15,838円）の手当を支給しました。また、令和4年2月分から職員待遇改善臨時特例交付金を活用して、臨時待遇改善手当を支給することとし、平均して常勤換算1.0人当

たり月 4,110 円の手当を支給しました(令和 4 年 4 月に 2 月分と 3 月分を合算して支給)。

⑤ B C P (事業継続計画) に基づく訓練の実施

新型コロナウイルス感染症と震災をテーマとして、各施設を Zoom で接続し、職員全員が参加する形で実施しました。特に、前者については、令和 3 年度の各施設における対応を各施設長から発表する形で、全職員による共有を図りました。事業継続計画及び危機管理マニュアル並びに非常災害対策計画の記載内容に基づき、一連の対応の流れについて確認いたしました。

⑥ 機関紙「これから」の充実

広報委員会が中心となり編集し、第 110 号から第 112 号までを発行する（毎号 900 部印刷）とともに、一層の内容充実に努めました。昨年度に引き続き、地域の薬局の協力を頂き、利用者の皆さんのがんの疑問にお答えいただく記事を掲載いたしました。「これから」を通じての地域における当法人の事業と関連する他団体との連携の構築が図られました。

⑦ 関係機関、団体との情報交換の促進

市担当課を始めとした行政や家族会との綿密な連携を図り、円滑に法人の事業を推進いたしました。なお、これまで社会福祉法人にいざ後援会と連携して実施してきた各種啓発事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各種事業が中止されました。

・職員が出席した主な会議

新座市自立支援協議会、新座市障がい者施策委員会、

新座市障がい支援区分認定審査会、南部地区地域福祉推進協議会 等

⑧ その他

- ・予算及び決算事務執行
- ・施設運営委員会の開催
- ・精神保健福祉士を目指す 3 名、延べ 4 2 日間の実習

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日

定 員 10 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・B 型・就労定着と兼務)

サービス管理責任者 兼 生活支援員(B 型) 1 人 (※サービス管理責任者は計 2 人体制)

生活支援員 1 人(常勤)

職業指導員 0.8 人(常勤 1 人・就労定着支援員、相談支援専門員と兼務)

就労支援員 1 人(常勤)

令和 3 年度開所状況

初日契約者数 4 人 新規契約者数 10 人 退所者数 8 人 末日契約者数 6 人

開所日数 242 日 延利用者数 654 人 1 日平均利用者数 2.7 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、令和 3 年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座や S S T を行いました。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用しての訓練を行いました。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行いました。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取組内容を明確にして支援しました。
- ・4 名の利用者が就職しました。ただし、内 1 名は 1 か月の試用期間ののち退職し、福祉工房さわらび就労移行支援事業の利用を再開しました。
- ・職場見学のプログラムや、就労後の生活まで視野に入れた定期面談により、就労についてのイメージを明確にし、就労率の向上を目指しました。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行いました。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援しました。
- ・O B 会を開催する予定でしたが、新型コロナウィルス感染症拡大予防の観点から、

開催を見送りました。

③ 就労定着支援

就労移行支援事業所を利用して一般就労につながった5名の障がい者の安定した就労の継続を支援しました。毎月の定期面談のほか、発生した問題や困りごとに合わせて極め細やかに対応し、就労先との連携も深まりました。

④ 就労先や実習先企業の開拓

- ・現行の実習先企業や就労の実績がある企業に複数名の方が就職し、関係企業との関係が深まりました。
- ・近隣の事業所で職場実習を数回させていただくことが出来ました。

⑤ 相談等支援

- ・作業終了後に一人月1回の定期面談を行うとともに、随時、生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに、体調に変化があった時や生活上の課題があった時には通院同行をして、主治医の意見を確認しながら支援しました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて市役所等への同行の支援を行いました。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。

⑦ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるよう、就労移行に焦点を絞った短冊形のパンフレットを作成し、特定相談支援事業所、医療機関、高等学校等に配布しました。
- ・新規利用者の確保、来所の声かけ、体調の把握等の取り組みにより、年度の後半にかけて徐々に契約者数、利用率が回復しましたが、依然利用率は低い水準で推移しました。
- ・福祉工房さわらび就労継続支援B型事業の利用者を対象に、就労移行支援での活動を紹介する講座を開きました。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催する予定でしたが、コロナの影響で開催を見送りました。

⑨ サービスの質の向上

- ・コロナの影響で例年行われる研修が中止になることも多くありましたが、ZOOM や YouTube を活用した Web 研修に参加し、職員の対人スキルの向上に努めました。

⑩ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行いました。避難場所である新座市立第六中学校への経路確認をしたほか、消防署から水消火器を借りて、参加者全員で消火訓練を行いました。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援事業 B型

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日
定 員 30 人
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分
職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人(常勤・移行・就労定着と兼務)
サービス管理責任者 兼 生活支援員 (B 型) 1 人 (※サービス管理責任者は計 2 人体制)
生活支援員 3.16 人(常勤 3 人・非常勤 1 人 (ただし、内 1 人はサービス管理責任者と兼務))
職業指導員 3.64 人(常勤 1 人・非常勤 4 人)
目標工賃達成指導員 1 人 (常勤 1 人)

令和 3 年度開所状況

初日契約者数 58 人 新規契約者数 5 人 退所者数 9 人 末日契約者数 54 人
開所日数 242 日 延利用者数 6,423 人 1 日平均利用者数 26.5 人

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各々の力を発揮していただける支援を目標として、令和 3 年度の事業運営を次のとおり行いました。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行いました。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、養豚場での作業等を行いました。
- ・自主製品（手芸品と焼き菓子）の製作、販売が生産活動の柱となるよう努めました。
- ・3月末で、手芸品と焼き菓子の製造をそれぞれメインで担当していた職員が 2 名退職されたため、業務の引継ぎと並行して製造マニュアルの見直し、改定を行いました。
- ・売上と平均工賃の増加を目指しました。前年度に比べ売上はほぼ横ばいでいたが、平均工賃は 200 円程度減少しました。前年度からコロナの感染拡大防止策として、さわらびの利用を半日に限定し、午前と午後で利用者の入れ替えを行っているため、一人当たりの作業時間数が大きく減少している状況が続いている。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図りました。一泊旅行等、一日がかりの外出プログラムに関しては、コロナの流行を鑑み、

すべて見送りました。

③ 相談等支援

- ・作業終了後に面談の時間を設け、生活や心身の状況等についての相談、助言、援助を行いました。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をしました。
- ・ご家族や関連機関と連携して支援を行うとともに、必要に応じて、訪問支援、市役所への同行支援等を行いました。

④ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供しました。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをしました。
- ・健康の維持・増進のためにスポーツや散歩の回数を増やし、食事や運動に関するアドバイスなどの支援をしました。

⑤ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・利用率は年間を通して非常に高い水準で推移しました。利用者の皆さんにもご協力いただき、三密を避けた居場所づくりを心掛けました。
- ・特別支援学校の先生と連携を取り、卒業生を受け入れました。
- ・居心地の良い場所、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めました。

⑥ 協力事業所との連携強化

より多くの利用者に無理なく作業に取り組んでいただけるよう、新しく新座市内企業と連携し、通年の内職作業を受注しました。

⑦ 福祉関係イベントへの参加

例年の福祉関係イベントはコロナの影響でほぼ全て中止となりましたが、焼き菓子のオンラインバザールや、5月の埼玉福祉事業協会主催のフェスティバルに参加し、自主製品を販売しました。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催する予定でしたが、コロナの影響で開催を見送りました。

⑨ サービスの質の向上

- ・コロナの影響で例年行われる研修が中止になること多くありましたが、ZOOM や YouTube を活用した Web 研修に参加し、職員の対人スキルの向上に努めました。

- ・ 日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じました。
- ・ 日常業務を見直し、経費削減に努めました。

⑪ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行いました。避難場所である新座市立第六中学校への経路確認をしたほか、消防署から水消火器を借りて、参加者全員で消火訓練を行いました。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日（指定特定相談支援事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者 1 人（常勤・移行、B型、就労定着と兼務）

相談支援専門員 1 人（常勤・移行、就労定着と兼務）

令和 3 年度実績

サービス利用支援（新規）10 件

サービス利用支援（更新）37 件

継続サービス利用支援（モニタリング）80 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。
- ・就労後に、就労定着支援事業を利用される方の計画相談にも携わりました。
- ・コロナ対策として、利用者と対面する機会を減らし、電話での書類確認を行いました。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図りました。

5 地域活動支援センターⅢ型 福祉工房楓

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日

定員 10 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置 施設長 1 人（常勤兼務）

指導員 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）

（施設長兼務は福祉工房楓相談支援室（相談支援事業）と兼務）

令和 3 年度開所状況

初日在籍者数 23 人 新規利用者数 0 人、退所者数 1 人 末日在籍者数 22 人

開所日数 242 日 延利用者数 1,768 人

創作的活動や生産的活動を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、もって利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、必要な支援を行いました。

基礎的事業

創作的活動や生産的活動の機会を提供し支援を行いました。

・創作的活動

絵画 16 回 参加者 71 人、文芸 11 回 参加者 48 人、

マイフェバリットソング 34 回 参加者 159 人、散歩 14 回 参加者 43 人、

スポーツ 5 回 参加者 18 人、DVD 鑑賞 10 回 参加者 40 人、

フリー（利用者提案による自主企画） 73 回 参加者 334 人等を実施しました。

・生産的活動

自主製品づくり 59 回 参加者 75 人、内職作業 255 回 参加者 1039 人、

公園清掃 12 回 参加者 78 人、小学校除草 5 回 参加者 22 人 等を実施しました。

内職作業は、お線香の計量や箱詰め等の作業を主に行いました。また、自主製品は、市役所、楓敷地内販売を行いました。

・社会との交流の促進等の事業

地域交流の一環として、また地域貢献の一環として、路上清掃活動を行いました。

機能強化事業

自立した日常生活が営めるよう機能強化事業を行いました。

・楓勉強会 12 回 参加者 69 人、全体ミーティング 24 回 参加者 137 人、

栄養勉強会 11 回 参加者 58 人参加者等の事業を実施し、円滑な集団生活が送れるよう支援をしました。また、嘱託医によるセカンドオピニオンとしての個人面談や精神

科医療に関すること、日常の健康管理等について学習会 4 回 参加者 21 人を行いました。

なお、料理会・お菓子作りについては新型コロナウイルス感染症流行の影響を考慮して実施を休止しています。

【その他の支援】

- ・個別支援計画を作成しました。
- ・利用者送迎サービス 1 ルート（集合場所：東二丁目関商店）を実施しました。
- ・利用者の支援に当たって、医療機関や関係機関と連携を図りました。
- ・職員の資質向上に向けて各種研修に参加しました。
- ・火災や自然災害等への対策として避難訓練を 2 回実施しました。
- ・季節の行事として忘年会、初詣等を行いました。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地 新座市大和田 4-16-40

事業開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日（指定特定相談支援事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 管理者兼相談支援専門員 1 人（常勤兼務）

（兼務は福祉工房楓（地域活動支援センター）と兼務）

令和 3 年度実績

サービス利用支援（新規） 9 件

サービス利用支援（更新） 22 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 31 件

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援し、併せて障がい者福祉課、就労系サービス事業所、居宅介護支援事業所等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進しました。

① 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、福祉工房さわらびの利用者、楓を利用された後、就労系サービス事業所へステップアップされる方、ホームヘルパーの利用を希望される方に新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行いました。

② 基本相談支援

- ・日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援しました。

③ 関係機関との連携

- ・障がい者福祉課、居宅介護支援事業所、就労系サービス事業所等との連携を図りました。

7 地域活動支援センターⅠ型 にいざ生活支援センター

所在地 新座市野火止 2-7-12

事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日

定 員 28 人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分

職員配置 施設長 1 人（常勤兼務）

指導員 8 人（常勤兼務 4 人 非常勤 4 人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室と兼務）

令和 3 年度開所状況

初日在籍者数 81 人 新規利用者数 3 人 退所者数 0 人 末日在籍者数 84 人

開所日数 240 日 延利用者数 2,056 人

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供するとともに、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援を行いました。併せて、行政機関や医療機関等と連携を図り、地域生活が安定し自立と社会参加が促進されるよう、適切な支援策を推進しました。

基礎的事業

創作的活動の機会の提供や地域社会との交流の促進等の事業及び相談支援を行いました。

・創作的活動の機会の提供

社会生活力に関する学習会、コラージュや絵画等の芸術活動を定期的に行い、創造性を育て、活力の増進を図りました。今年度は、コロナ感染予防のため、コーラスや調理会、麻雀、マイク、カラオケ大会は中止にしました。

・社会との交流の促進等の事業

主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的に実施しました。また、困っていることなどの問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場として、茶話会、支援センターミーティング、安心して過ごせるために考える会、何でも公開相談会を実施しました。コロナ感染予防のため、調理会や日帰り研修旅行等施設外のプログラムについては中止にしました。

・相談支援

日々の生活から生じる問題や不安（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズに十分な配慮をしつつ、関係機関と連携して個別、具体的に支援しま

した。

支援方法としては、電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行いました。
また、必要に応じて医療機関や関係機関への同行支援を行いました。

機能強化事業

医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整を行いました。

・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整

施設利用者を対象として嘱託医による個別相談及び座談会を実施したほか、SST（社会生活技能訓練）やSFA（社会生活力プログラム）等の事業を実施しました。

地域社会基盤との連携強化のための調整としては、障がい者福祉課、生活支援課、保健センター、女性困りごと相談室、自立支援協議会等行政機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関との連携を図り、必要なネットワーク化を促進するよう努めました。その過程において、精神障がいかどうか明確になっていない状態のまま長期間にわたり、自宅などから外出できないような方へ訪問支援を行いました。また、新座市精神障害者家族会（やすらぎの会）の活動支援として、会報誌の閲覧及び未加入の施設利用者等への紹介を行いました。今年度はコロナ禍のため家族相談会が中止になり場所の提供はありませんでしたが、家族会未加入の悩んでいる家族に対して相談会の情報提供を行いました。

・当事者及び家族を対象とした集いの実施

コロナ禍の1年でしたが、集いを中止にすることはせず開催しました。しかし、緊急事態宣言中は参加者0人の時もありました。開催時は換気に気をつけ、少人数で集いを実施しました。コロナの影響で全体的に参加者数は少なめでした。

「うつの集い」は“当事者対象”的集いとして毎月1回実施しました。毎回、ピアの力とグループのを感じることができました。体調やご自身の都合に合わせて時々参加する方もいます。「発達障がいの集い」は“当事者・家族友人合同対象”的集いとして毎月1回実施しました。「統合失調症の集い」は“当事者対象”的集いとして毎月1回実施しました。参加された方々から話せる場所があつてよかったですとの感想をいただきました。

「家族・友人の集い」は“うつ、他の精神疾患をお持ちの方や引きこもりの方の家族・友人が対象”的集いとして毎月1回実施しました。「そううつ（双極性障害）の集い」は“当事者対象”的集いとして隔月で実施しました。

他の支援

・電話傾聴サービス

今年度は2年ぶりに電話傾聴員養成講座を開くことができました。参加人数は2名と少なく、法人にいざのスタッフの研修としても利用しました。参加者2名は熱心に参加

され、電話傾聴にも関心を持って頂いています。2人とも家族の都合等で傾聴員としてはまだ参加していませんが、傾聴員で構成する「ふくろう会」に参加していただいています。「ふくろうの会」については、通常は月に一回の定例会を行っていましたが、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置中は中止にしました。「ふくろうの会」実施により、傾聴員同士、また当センター職員と傾聴電話の内容について共有を図っております。

電話傾聴サービスは平日の夜間（18:00～22:00）に実施し、延べ利用者数は660件（R3年4月～R4年3月）です。今年度の傾向としては、コロナ禍に慣れたのか件数も内容も元に戻った感じでした。また、定期的に利用されている方も多く「助かっている」「話を聞いてもらえてありがたい」と好評を頂いております。

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地 新座市野火止 2-7-12

事業開始年月日 平成 24 年 11 月 1 日（指定特定相談支援事業）

平成 25 年 4 月 1 日（指定一般相談支援事業）

平成 30 年 8 月 1 日（自立生活援助事業）

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分

職員配置 室長 1 人（常勤兼務）

サービス管理責任者 兼 相談支援専門員 1 人（常勤兼務）

相談支援専門員 兼 地域生活支援員 3 人（常勤兼務 2 人・非常勤兼務 1 人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター（地域活動支援センター）と兼務）

令和 3 年度実績

サービス利用支援（新規） 23 件

サービス利用支援（更新） 207 件

継続サービス利用支援（モニタリング） 91 件

地域移行支援 利用者 0 人 地域定着支援 利用者 3 人

自立生活援助 利用者 11 人

相談件数 11,193 件 内訳：来所 480 件 電話 9,964 件 訪問・同行 749 件（補助事業・受託事業の件数を含む。）

① 計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援を通じ、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスを利用するための支援を行いました。

② 地域移行支援

令和 2 年度に比べると退院支援をする機会は増えましたが地域移行支援に該当するケースはありませんでした。

③ 地域定着支援

地域定着支援としては、令和 3 年度は 3 人の方が利用され、生活環境の整備と日中活動の場の確保として計画相談支援を組み入れました。また、当該事業では、常時の連絡体制（夜間・深夜は専用の携帯電話）と緊急事態等に対応する体制を確保しています。令和 3 年度は休日・夜間時に 14 件の緊急電話の対応をしました。いずれも緊急性は高くなく、電話対応にて完結しています。

④ 基本相談支援

精神障がい者、家族及び関係者に、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等の関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進しました。

⑤ 自立生活援助

自立生活援助は 11 名の方が利用をしました。定期的な訪問支援に加え、日常生活に関する相談支援を随時行いました。また、自立生活援助も地域定着支援と同様に常時の連絡体制と緊急事態等に対応する体制を確保しており、令和 3 年度は休日・夜間時に 41 件の緊急電話の対応をしました。いずれも緊急性は高くなく、電話対応にて完結しています。

⑥ 新座市基幹相談支援センター

令和 2 年 10 月から市からの委託を受け、事業を開始しました。現在、月に 1 回新座市基幹相談支援センターえんと障がい者福祉課と 3 者で基幹相談支援センターの活動報告や業務内容についての確認をする話し合いをしています。基幹相談支援業務として当面は困難ケースへの対応と市内相談支援事業所の後方支援を実施することになっております。市内相談支援事業所、地域包括支援センター等から困難事例の相談対応をしました。初めて、障害児の相談対応をしたりと他の障がい分野の相談も増えてきています。相談支援事業所の人材育成の一環として市内の相談支援専門員に対応した基礎研修を全 10 回開催しました。権利擁護及び虐待防止のための活動として、障がい者福祉課が主催する虐待通報時に実施するコア会議に随時出席しました。自立支援協議会に対しても相談支援部会・地域移行定着支援部会に参加をしました。次年度に新座市で相談支援従事者初任者研修の開催を実現するためのコア会議に参加をしました。

⑦ 新座市障がい者相談支援事業

延べ相談件数 2,227 件

市との業務委託契約に基づき、以下の業務を行いました。

(1) 情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助

相談者本人を始め、相談者の家族等関係者及び関係機関からの相談に応じ、情報の提供、福祉サービスの利用援助を行いました。具体的には、医療（病状・訪問看護・カウンセリング）、住まい（精神科退院後の生活・独立・住居・世帯分離）、経済（家計・社会保険）、人間関係（家族・近隣住民）等についての相談であり、必要に応じて、居宅介護（ホームヘルパー）、短期入所施設、共同生活援助施設、就労移行支援施設、就労継続支援（A 型・B 型）施設の利用援助を行いました。また、障がい支援区分認定調査の問い合わせにも対応し、当施設で認定調査を 9 件実施しました。

(2) 社会資源を活用するための支援

相談支援を通じ、ケースごとに適切な社会資源を紹介し、必要に応じ同行支援を行

いました。紹介した社会資源は、障害福祉サービス事業所（就労移行支援施設・短期入所施設等）、地域活動支援センター、医療機関、発達障害に関する専門機関、法律に関する専門機関、不動産屋、障害年金・公的扶助等の手続の窓口、有償ボランティアです。

(3) 社会生活力を高めるための支援

今年度は、5～6月に「お金の使い方」、11～12月に「好きな事の探し方」、2～3月に「大切な人との別れについて」をテーマに地域で自立した生活を送る力を身に付けるための学習会を3クール行いました。

テーマ「お金の使い方」における学習のねらいは、『収入と支出のバランスを考え、上手な金銭管理をするにはどういった方法が自分に向いているか学びましょう。そして、お金を計画的に使う習慣を身につけ、安定した社会生活を送りましょう。』でした。参加者は平均8名でした。

テーマ「好きな事の探し方」における学習のねらいは、『好きな事を大切にしながら、充実した生活を送るにはどのようにしたらよいか。お金や時間の使い方を含めて考えてみましょう。』でした。参加者は平均11名でした。

テーマ「大切な人との別れについて」における学習のねらいは、『生きていれば様々な出会いと別れがある。大切な人の別れは受け入れることができたり、受け入れられないものもある。受け入れられなくても自分の人生は続いていく。その後の生活をどのように過ごしていくのか考えてみましょう。』でした。参加者は平均10名でした。

3クールとも全7回の連続講座で、全てに参加された方もいらっしゃいました。各回、テーマに沿って自分自身を見つめて言葉にまとめ、発表をし、意見交換を行う、という形で進行しました。他の方の発表を聞くことで、様々な価値観・個性・考え方があることを知る機会になったと思います。各テーマの終盤では、今後の目標や計画を考える時間があり、参加者が各自、自分なりの目標を立てていました。自分自身を見つめることで自分の個性を知り、今後の人生が更に豊かになることを期待しています。

(4) ピアカウンセリングに関する事業

今年度は8～9月にわたり全7回のピアカウンセリングセミナーを実施しました。参加者は平均9名でした。演習（ロールプレイ）を多く取り入れました。「ちょっとした相談をしてみよう」という演習で、ポイントは次の2つを意識してみました。①聞き手は相手の話をさえぎらずに話を聞いてみる②聞き手は自分の意見を言ってみる、です。また、資料も活用し、ピアの存在の大切さを学び、ピアカウンセリングの好ましいとされるルール（①一番の役割は、相手の話を聞いて聞いて聞きまくること、②自分自身の希望・価値観・期待を持っててもよいが、自分の希望や価値観を相手に押し付けてはいけないこと等）を取り入れました。

(5) 権利擁護のために必要な支援

通年：権利擁護の相談（計7件）を行いました。障がい者虐待については、家庭内暴力、DV、医療機関における処遇などに係る支援（計42件）を行いました。

10月：産業フェスティバルの子ども広場で、障害者虐待防止法と成年後見制度について啓発チラシを配布する予定でしたが新型コロナウイルスの影響で産業フェスティバルが中止となりました。

3月：障害者虐待防止法に関する職員研修を行いました。今回はインターネット上に公開されている県や国の資料をもとに企画しました。前半は参加者全員で資料の読み合わせを行い、後半は小グループにわかれ、意見交換をしました。

(6) 相談に対する専門機関の紹介

必要に応じ専門機関の紹介を行いました。地域包括支援センター、日本司法支援センター、保健所、精神科病院、行政担当窓口、社会福祉協議会、社会福祉士事務所等